中部支部登録の
カウンセラーについて

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中部支部

20250920

カウンセラーを目指す方
すでにカウンセリングの活動をされている方へ

日本産業カウンセラー協会 中部支部では、中部支部登録のカウンセラーである「委嘱カウンセラー」を各地区（愛知・岐阜、静岡、三重、北陸）で募集しています。

委嘱カウンセラーには、「面接カウンセラー 」（ 相談室のカウンセラー、企業や官公庁などの受託カウンセラー）、電話相談室の「電話カウンセラー」があります。

また、ボランティア活動の「傾聴ボランティア」があります。

＊　三重地区と北陸地区では常時「電話相談室」を開設していませんが、短期間の電話相談の活動機会があります。



それぞれ必須となる研修や審査等、
研修体系については次ページをご参照ください。

※ 各研修は、ホームページからのお申し込みになります。
最少開催人数に満たない場合や社会的要因により、開催の延期または中止される場合があります。

※ 委嘱カウンセラーとして登録された後は、登録更新の条件として、支部が指定する委嘱更新研修を受講する必要があります。

※ 委嘱カウンセラーの登録について、業務の依頼を確約するものではありません。

JAICO

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中部支部
〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1丁目9番26号
IKKOパーク栄ビル4階
TEL: 052-618-7830
https://chubu.counselor.or.jp/

2025年版

委嘱カウンセラー・登録カウンセラー研修体系　2026年度版

2025年9月改定
2026年10月追記

◆シニア講座・ベーシック講座等で研鑽
◆認定カウンセラーを目指す

委嘱更新

◆スーパービジョン、事例検討、
スキルアップ研修　等による研鑽

3年更新

受託カウンセラー（受託先企業等）

傾聴
ボランティア

電話カウンセラーB
（受託企業以外）

中部支部認定
面接カウンセラー（相談室）
電話カウンセラー（相談室・受託企業等）

2年以内に
活動登録

OJT

活動登録

必要に応じてOJT

委嘱

◆審査に合格し、支部で認定

◆「傾聴ボランティア
入門講座」 受講
オレンジリングを
取得

◆「電話相談に
ついて」受講

審査

◆相談事業部開催　の１講座を修了必須
・「電話･面接カウンセラー認定研修」
（受講資格の確認、課題の提出あり）
＊原則、産業カウンセラー資格の取得から3年を経過。
ただし、実務経験があればその限りではない

現在活動中の
電話カウンセラー
（相談室・受託企業等）

◆相談事業部開催　の２講座を修了必須
・「電話･面接カウンセラー養成研修」
・「電話相談について」

◆シニア育成講座　の３講座を修了必須
・No. 232
「産業カウンセラー**倫理**の実践的理解」
・No. 111, 112
「逐語記録・事例報告の作成と検討(1期, 2期)」
◆ベーシック研修　の３講座を修了必須
・メンタルヘルス
・ハラスメント
・ファシリテーション
＊移行措置：2027, 2028年の２年間の受講の猶予あり
＊そのほかシニア育成講座の受講を推奨

２年以上傾聴の実践のない方は
「傾聴ベーシック研修」を受講

シニア産業カウンセラー
(1級) 資格取得を目指す

シニア資格
有無

シニア産業カウンセラー
(1級) 資格取得者

産業カウンセラー協会会員